

## 「新潟州」について

### 【議論の進め方】

- 検討委員会の検討項目に沿って、まずは「2(1)県と市の課題整理」や「2(2)国からの権限移譲」の検討を進める。
- こうした検討を重ねていく中で、新潟州構想による県民、市民のメリットや、新潟州の役割などを議論し、新潟州構想の目指すべき方向性と併せ、「形」についても議論する。
- その際、円滑な移行過程について、「5 円滑な移行のあり方」で議論する。

### 【目指すべき方向性】

地域の実情に合わせ、自らふさわしい地域の形を選択できる制度を実現し、民意を反映しながらより良い「形」にしていく

(平成23年1月25日記者発表資料の「構想イメージ」)

- ・ 新潟州（新潟都）は、東京都と特別区の関係を参考に、特別区へのさらなる権限の拡大を含めて検討する。
- ・ 新潟州内の権限の配分など統治のあり方は、地方自治法の抜本改正により条例で定められるよう、国の関与の廃止を求める。
- ・ 新しい自治体の名称は、「州」にこだわらず「都」も含め検討する。

# さまざまな自治の「形」

## 新潟州構想

### 県と政令市の合併による自治の拡大を目指す「新潟州」構想

#### 目的やメリット

県と政令市との二重行政を排し、行政の効率化を図ります

- ・野球場、図書館、文化会館など、同一及び類似施設の有効活用など

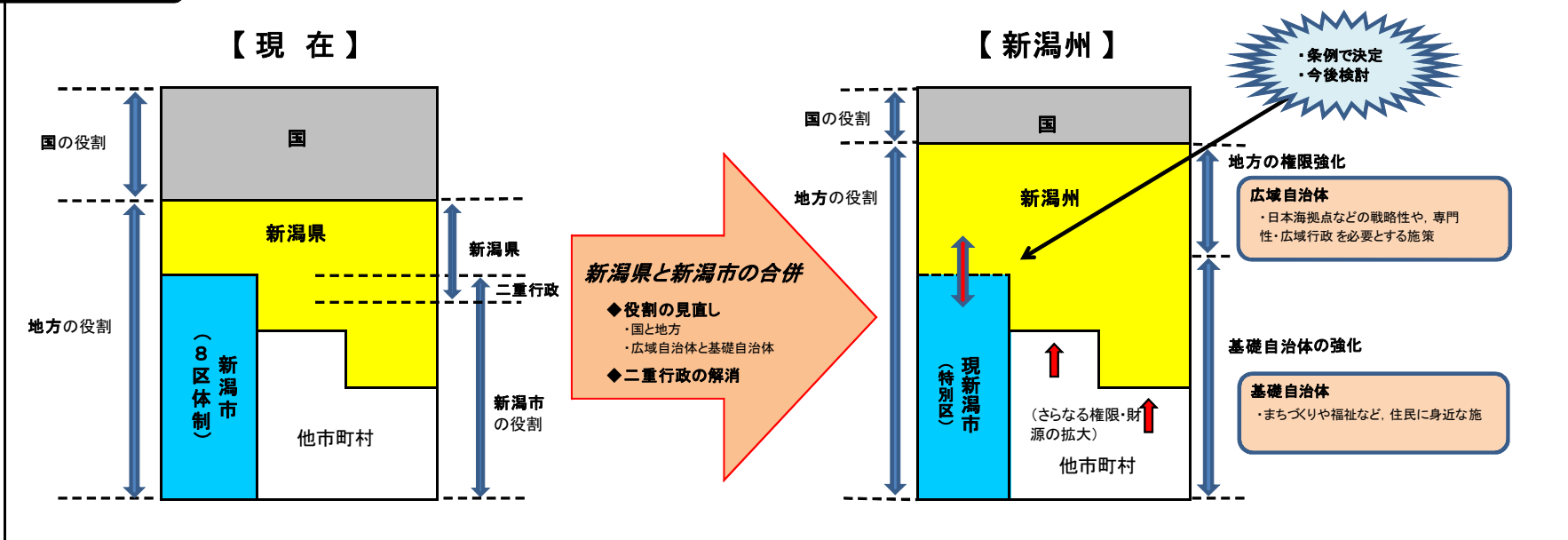
政令市が有する高度な行政機能を全県に波及させることができます

- ・特別高度救助隊などの災害対策機能
- ・新型インフルエンザ対策などの広域的・専門的な防疫

基礎自治体の自治権を強化することにより、地域の課題は住民に身近なところで解決できるようになります

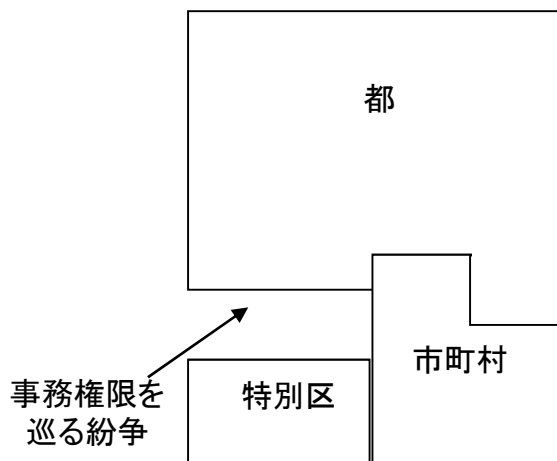
- ・都市計画や農地などのまちづくり施策など

#### 移行イメージ



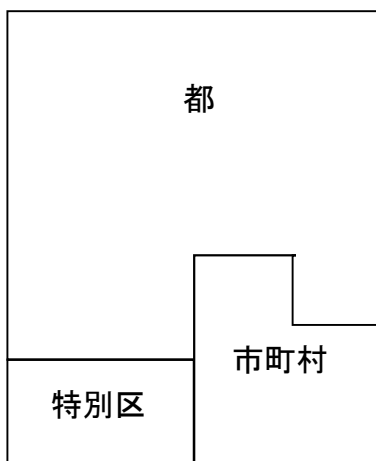
東京都

昭和22制定



(基礎的な地方公共団体)

昭和27改正

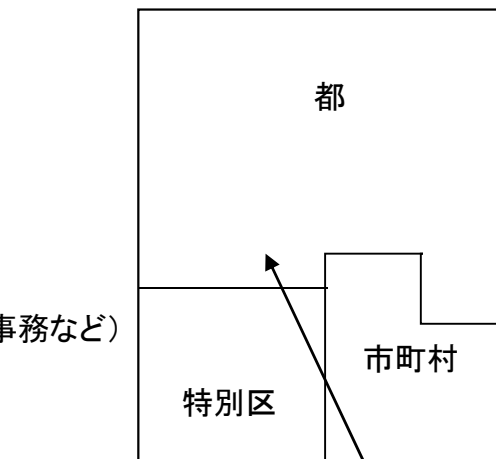


制限列举  
10公共事務・行政事務

昭和39改正  
特別区に権限移譲  
(21の公共事務と  
団体委理事務)

昭和49改正  
特別区に権限移譲  
(保健所設置市の事務など)  
区長公選制

平成10改正

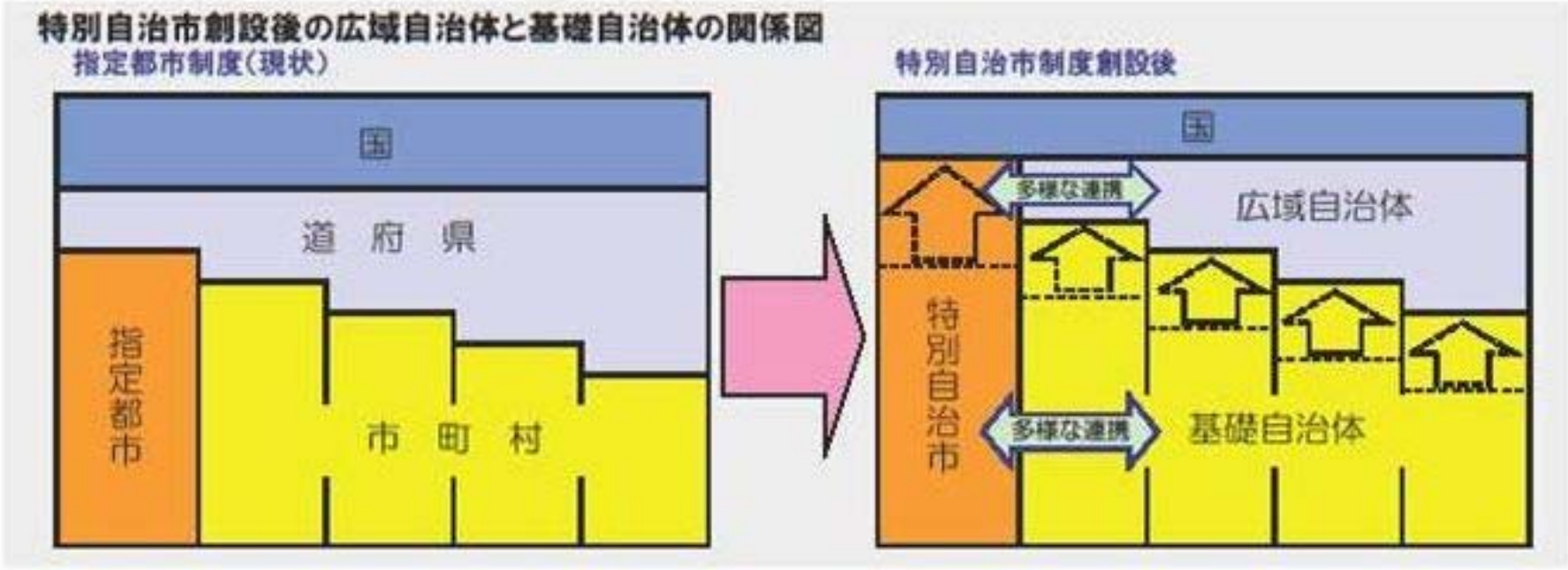


(基礎的な地方公共団体)

一体性、統一性  
限定的事務

「都区制度の改革」関連資料(特別区制度調査会)をもとに作成

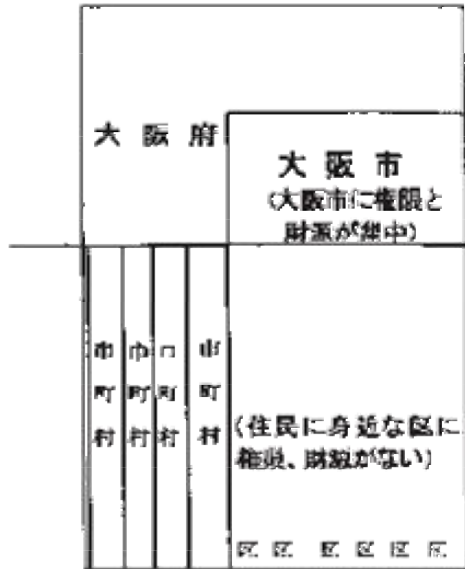
特別自治市  
政令指定都市市長会提案



指定都市市長会「新たな大都市制度の創設に関する指定都市の提案」

大阪都構想  
大阪維新の会提案

現行の大阪府・大阪市



かつての東京都・京都市と同じ構造

東京都制度



特別区は大阪市の区に比べ、はるかに権限、財源がある

大阪都制度



大阪都の特別区は東京都の特別区よりさらに権限、財源がある

大阪維新の会マニフェスト(2011年1月24日発表)

## 東京都特別区の沿革

### 昭和22年、地方自治法の施行

- ・ 都の区は新たに特別区となり、**特別地方公共団体**として位置づけられた。
- ・ 特別区には、原則として市に関する規定が適用され、**区長も公選**によるものとされた。
- ・ 特別区配付税条例により**都区間の財政調整制度**が発足し、配付税を分与することで、特別区相互間の調整を図ることとなった。

### 昭和27年、自治法の改正

- ・ 区長は公選制から**都知事の同意を得て区議会が選任する議会選任制**に改められ、特別区の自治権は大幅に制限されることとなった。
- ・ このように、特別区は大都市の**内部的な特別地方公共団体**であると位置付けられ、都が特別区の区域内において市たる性格を併せもつとされた。

### 昭和40年、自治法の改正

- ・ 特別区の事務は限定列举から一部例示列举に改められ、福祉事務所に係る事務等が特別区のとされた。
- ・ 財政上の措置として**今日の都区財政調整制度**が設けられた。

### 昭和50年の自治法の改正

- ・ **区長は再び公選制**となり、特別区は都に留保されたものを除き、原則として一般の市の事務及び保健所設置市の事務を処理することとされた。
- ・ これまで都が処理してきた事務のうちで特別区が処理することが適当なものは、できる限り特別区に移すこととされ、都市公園の設置・管理、婦人福祉資金の貸し付け等の事務が都から特別区に移管された。

### 平成10年、自治法の改正

- ・ 特別区は「**基礎的な地方公共団体**」として位置付けられるとともに、一般廃棄物の収集・運搬・処分の事務などが都から移管された。
- ・ 特別区の自主性・自律性を強化する観点から、配置分合等の手続きの改正や特別区財政調整交付金の原資である調整財源の法定化、都からの税源移譲等が行われた。